

職員の分限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 馬場 勝也

奈良県人事委員会規則第二十六号

職員の分限に関する規則の一部を改正する規則

職員の分限に関する規則（平成十八年三月奈良県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第八条を第十条とし、第七条を第九条とし、第六条を第八条とする。

第五条第二項中「第二条」を「第四条」に改め、同条を第七条とする。

第四条を第六条とし、第三条を第五条とし、第二条を第四条とし、第一条の次に次の二条を加える。

（任命権者が行うべき措置）

第二条 条例第三条の二第一号アの人事委員会が定める措置は、次の各号のいずれかの措置とする。

- 一 職員の上司等が、注意又は指導を繰り返すこと。
- 二 職員の転任その他の当該職員が従事する職務を見直すこと。
- 三 職員の矯正を目的とした研修の受講を命ずること。
- 四 その他職員の矯正のために必要と認める措置をとること。

2 条例第三条の二第一号ウの人事委員会が定める措置は、前項各号のいずれかの措置のほか、職員が行方不明の場合における当該職員の所在が明らかでないことの確認等適格性を欠いた状態が改善されないことを確認するために必要と認められる措置とする。

第三条 条例第三条の三の人事委員会が定める措置は、前条第一項各号のいずれかの措置とする。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。